議案第7号

飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について

飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

基金の設置に伴う改正

飛驒市積立基金条例の一部を改正する条例

飛驒市積立基金条例(平成16年飛驒市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

飛驒市私立大学設置応援基金	私立大学設立に対する支援に要する経
	費に充てるため
飛驒市まち・ひと・しごと創生事業	飛驒市まち・ひと・しごと創生総合戦
基金	略の推進に資する事業に充てるため

附則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市積立基金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行		改正案			
第1条 略			第1条 略		
(設置)			(設置)		
第2条 市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。		第2条 市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。			
名称	目的		名称	目的	
飛騨市財政調整基金の項~飛騨市消防施設整備基金の項 略		飛騨市財政調整基金の項~飛騨市消防施設整備基金の項 略			
飛騨市森林整備促進基	略	飛騨市	万森林整備促進基	略	
金		金			
		飛騨市	5私立大学設置応	私立大学設立に対する支援に要する経費	
		援基金	<u> </u>	<u>に充てるため</u>	
		飛騨市	iまち・ひと・しご	飛騨市まち・ひと・しごと創生総合戦略の	
		と創生	事業基金	推進に資する事業に充てるため	
以下 略		以下	 各		

飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正の趣旨

基金の設置に伴う改正

2 改正の内容

飛騨市私立大学設置応援基金及び飛騨市まち・ひと・しごと創生事業基金を設置するため改正を行うもの。

3 施行日 公布の日